

平成24年度からの固定資産税

■問い合わせ

税務課 資産税係 ☎75-2176



固定資産税率を

1.5%から1.4%へ引き下げます

固定資産税額は、土地・家屋・償却資産の課税標準額に固定資産税率を乗じて算出されます。多久市では、平成23年度まで「100分の1.5」を乗じて税額を算出していましたが、平成24年度から税率を引き下げ「100分の1.4」で固定資産税額を算出します。



固定資産の評価替えを行いました

今年度は、3年に一度の固定資産の評価替えの年度にあたり、前回（平成21年度）からの資産価格の変動に対応した価格に見直しました。なお、土地評価は地価公示価格、県地価調査価格、鑑定評価額等を活用し、これらの価格の7割を目途として評価しています。



地籍調査完了にともない

登記面積で課税します

市報2月号でお知らせしたとおり、昭和60年から実施してきた地籍調査事業が、平成23年度で完了しました。固定資産税は、今年度から地籍調査後の登記面積で課税します。

課税面積の変更にともない、今年度の固定資産税が増額になる場合があります。5月に送付する、納税通知書に同封の課税明細書でご確認ください。ご不明な点等ありましたらお問い合わせください。

固定資産税は、地籍調査後の面積が地籍調査前の面積より増加した場合、市内全ての地籍調査が完了するまで、地籍調査前の面積で課税することとしてきました。（地籍調査前の面積より減少した場合は、すでに地籍調査後の面積で課税しています）市内全域が調査完了しましたので、今回の対応を行います。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 が改正されます

平成23年全国消費者物価指数の実績値が、前年比で0.3%下落したため、4月からの支給額がそれぞれ減額となります。

手当の額は、消費者物価指数の変動に応じて、額が改定される「自動物価スライド制」がとられています。

■児童扶養手当

	平成23年度（月額）		平成24年度（月額）
全部支給	41,550円	→	41,430円
一部支給	41,540円～ 9,810円	→	41,420円～ 9,780円

■特別児童扶養手当

	平成23年度（月額）		平成24年度（月額）
1級	50,550円	→	50,400円
2級	33,670円	→	33,570円

■問い合わせ

福祉課 社会福祉係 ☎75-6118

■特別障害者手当

平成23年度（月額）		平成24年度（月額）
26,340円	→	26,260円

■障害児福祉手当

平成23年度（月額）		平成24年度（月額）
14,330円	→	14,280円

■経過的福祉手当

平成23年度（月額）		平成24年度（月額）
14,330円	→	14,280円

■問い合わせ

福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823